

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	<u>487,139,326</u>
II 剰余金処分類	
1. 法定準備金	178,000,000
2. 出資配当金	25,000,000
3. 任意積立金	
(1) 環境活動積立金	1,260,917
(2) 資産再評価準備金	100,000,000
(3) 災害対策等積立金	100,000,000
(4) 社会貢献積立金	1,100,000
	<u>405,360,917</u>
III 次期繰越剰余金	81,778,409

### 剰余金処分について

#### II 剰余金処分類

##### 1. 法定準備金

法定準備金は、将来の経営安定のため、当期剰余金の1/10以上を出資金の1/2に達するまで積み立てることが、生協法第51条の4および定款で定められています。財務構造の健全性を向上させるため、今期は1億7,800万円を積み立てます。この結果、累計で59億80万円（出資金の47%）となります。

##### 2. 出資配当金

出資配当率は0.2%（昨年度0.2%）とします。出資配当率は「市中金利と同等」を基本的な考え方としています。なお、出資配当金からは20.42%の源泉税（所得税＋復興特別所得税）が控除されます。出資配当金の支払いは、2019年3月20日現在組合員で総代会の開催日まで在籍する方を対象に、出資金振替によって実施します。

##### 3. 任意積立金

- (1) 環境活動積立金は、1,260,917円を積み立て総額1億円とします。
- (2) 資産再評価準備金は、土地の下落等により想定される固定資産の損失額7.5億円を補填し、財務基盤を強化するために積み立てます。今期1億円の積み立てで6億円となります。
- (3) 災害対策等積立金は、大規模地震等の自然災害による施設損壊からの回復や臨時的な費用に備えて、20億円まで積み立てます。今期1億円の積み立てで11億円となります。
- (4) 社会貢献積立金は、1,100,000円を積み立て総額5,000万円とします。

#### III 次期繰越剰余金

生協法第51条の4で定めている教育事業等繰越金は、当期剰余金の1/20以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越すことになっています。今期の教育事業等繰越金は2,100万円とします。